

銚子市告示第5号

本市の区域内の町の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成17年3月2日から効力を生ずる。

平成17年3月1日

銚子市長 野 平 匡 邦

変更調書

新 町名	旧		地 番
	大字	字	
八木町	基	三番割	3, 759の8 3, 761の8 3, 762の2 3, 762の5 3, 762の6 3, 759の1に隣接する道路である国有地の一部 3, 759の1の地先の道路である国有地の一部 3, 753の2、3, 755の3、3, 755の5 の地先の道路である国有地の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成16年6月10日現在の土地登記簿謄本によるものである。